

茶のしずく石鹼被害訴訟 審理始まる！（仙台地裁）

茶のしずく石鹼被害対策仙台弁護団

弁護士 野 呂 圭

「茶のしずく石鹼」（平成22年12月7日以前に製造・販売されたもの）を使用したことにより、小麦アレルギーに罹患し、健康被害を受けた被害者らが製造・販売業者に対して損害賠償を求めて提訴した事件の第一回口頭弁論が、2012年7月5日に仙台地方裁判所で行われました。仙台訴訟は、東北各県の原告27名が提訴しており、今後も第二次提訴を予定しています。

第一回口頭弁論では、原告弁護団から下記の意見陳述を行いました。

被告らは、社会的責任を痛感しているとしながらも法的責任については争う姿勢を示しています。

今後は、9月20日（木）午後3時から第二回口頭弁論、11月1日（木）午後3時から第三回口頭弁論が予定されています。

記

意見陳述書（第1回口頭弁論）

第1 原告らの被害の深刻さ

1 本件は、CMでも大々的に宣伝されていた「茶のしずく石鹼」（以下「本件石鹼」という。）を使用した原告らが、小麦アレルギーに罹患し、健康被害をはじめとする有形無形の損害を受けたとして、被告らに対し、その損害賠償を請求するものであります。

同種の訴訟は、仙台地裁以外にも、全国20の地裁・支部に提起されており、正に全国的な被害が生じているものと言えます。その被害者も原告となっている者以外にも多数おり、今後追加提訴する予定になっています。

2 本件石鹼使用による被害の深刻さは言葉では言い尽くせないものがあります。

(1) 訴状でも主張しているとおり、本件石鹼を使用した直後や、小麦含有食品を摂取した際に、眼瞼・眼周囲や顔面の発赤、痒み、腫脹、じんましん、息苦しさ、くしゃみ、鼻水等のアレルギー症状を訴える者が多く、そればかりか、呼吸困難、悪心、嘔吐、腹痛、血圧低下等といった全身性の症状である「アナフィラキシー症状」を発症する者が多く現れています。

また、小麦含有食品を摂取した後に、急激な呼吸困難、急激な血圧低下などの症状を発症した結果、意識レベルの低下や脱力を来し、いわゆる「アナフィラキシーショック」の状態となって救急搬送される者も少なくありません。これらの被害者は、正に死に直面した被害を受けたこととなります。

- (2) 小麦アレルギーに罹患したことによる日常生活全般にわたる質の変化・将来への不安も深刻なものがあります。食べられる物の制限や食事後の運動制限、服用する薬の制限も受けます。調味料を購入するに際しても、近くのスーパーでは購入できず、取り寄せや通常の商品よりも高い代金を負担しなければならない被害者もいます。

本件症状が寛解したケースが報告されていることは承知していますが、他方で、小麦摂取を相当期間控えていたにもかかわらず、微量の小麦成分を摂取したことによりアナフィラキシーショックを起こしたケースもあります。本件症状が寛解することが一般的に確立しているわけではありません。

- 3 被害の深刻さについては、次回以降、意見陳述や陳述書等により明らかにしたいと考えています。

第2 本件石鹼が「欠陥」商品であること

本件石鹼の「欠陥」性については訴状で述べたとおりです。通常石鹼の用法に従って使用した結果、前述したような小麦アレルギーによる症状を発症しているのであって、本件石鹼が通常石鹼として有すべき安全性を欠いていたことは明らかです。

本件被害は、一般的な化粧品皮膚アレルギーのようなものと同等に論じることができません。

第3 裁判所及び被告らに望むこと

被告らの答弁書でも述べられているとおり、被告ら自身も本件被害の社会的責任を痛感し、原告ら被害者の心情に幾分か配慮を示そうという姿勢が窺われます。そうであれば、本件石鹼の「欠陥」性を認めた上で、原告ら被害者の損害の回復を真摯に考えて頂きたいと思えます。

また、裁判所におかれましても、本件審理にあたっては、より一層被害の実情に配慮いただきたいと思います。

以上